

諮問日：平成30年1月24日（平成29年度（最情）諮問第78号）

答申日：平成30年6月15日（平成30年度（最情）答申第18号）

件名：司法研修所が作成又は取得した司法修習生のツイッターの内容の不開示判断に関する件

答 申 書

第1 委員会の結論

司法研修所が作成し、又は取得した70期司法修習生のツイッターの内容（以下「本件開示申出文書」という。）の開示の申出に対し、最高裁判所事務総長が、匿名の者からの投書（以下「本件対象文書」という。）を対象文書として特定し、本件対象文書に記録されている情報は行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）5条1号に規定する不開示情報に相当するとして、本件対象文書を不開示とした判断（以下「原判断」という。）は、妥当である。

第2 事案の概要

本件は、苦情申出人からの裁判所の保有する司法行政文書の開示に関する事務の取扱要綱（以下「取扱要綱」という。）記第2に定める開示の申出に対し、最高裁判所事務総長が平成29年5月29日付けで原判断を行ったところ、取扱要綱記第11の1に定める苦情が申し出られ、取扱要綱記第11の4に定める諮問がされたものである。

第3 苦情申出人の主張の要旨

- 1 本件対象文書のうち司法修習生のツイート内容を貼り合わせた部分については、仮に当該司法修習生が公開アカウントを使用して反司法研修所的な言動をしていたような場合、慣行として公にされている情報といえる。

また、司法修習生のツイート内容を貼り合わせた部分は、匿名の投稿者が投稿に至った動機や思考をうかがわせるにすぎず、公にすることにより個人の権利利益を害するおそれがあるとはいえない。

- 2 司法修習生が守秘義務違反等の可能性がある内容をツイートした場合、司法研修所から呼び出されて注意を受けることになっている。そのため、司法研修所は、監視対象である司法修習生のツイート内容を取りまとめた文書又は電子データを日々作成しているといえるから、本件対象文書以外にも本件開示申出文書に該当する文書がある。

第4 最高裁判所事務総長の説明の要旨

- 1 本件対象文書は、匿名の者から送付された実在の70期司法修習生に関する投書であり、投書本文及び当該司法修習生のツイート内容を貼り合わせた部分から成るものである。

- 2 投書本文については、実在の司法修習生の姓が記載されている。

また、匿名のため投書者を識別することはできないが、通常、投書の内容等は他人に知られたくない機微な情報であると考えられるから、公にすることにより個人の権利利益を害するおそれがある情報といえる。

- 3 司法修習生のツイート内容を貼り合わせた部分については、当該司法修習生が自身の言動等の個人的な情報を投稿した記述（ツイート内容）が含まれており、他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなる。それ以外の部分（リツイート内容及び画像等）についても、当該司法修習生のツイート内容と密接に関連しており、ツイッターの性質上、これらを公にすれば、当該司法修習生が特定されて、同人の権利利益が害されるおそれがある。

また、司法修習生のツイート内容を貼り合わせた部分は、投書者が当該司法修習生のツイッターの一部を選択して作成したものであり、当該投書者が投書に至った動機や思考を反映するものであるから、投書本文と同様、特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより個人の権利利益を害するおそれがある情報といえる。

- 4 苦情申出人は、ツイッターの内容は慣行として公にされている情報であると

主張する。しかし、本件対象文書のうち司法修習生のツイート内容を貼り合わせた部分には、公にすることにより投書者の権利利益を害するおそれがある情報が記載されている。ツイッターそのものは公開されていたとしても、投書者による選択を経て投書の一部となった部分に記載された情報は、慣行として公にされている情報に当たらない。

第5 調査審議の経過

当委員会は、本件諮問について、以下のとおり調査審議を行った。

- ① 平成30年1月24日 諮問の受理
- ② 同日 最高裁判所事務総長から理由説明書を收受
- ③ 同年2月5日 苦情申出人から意見書を收受
- ④ 同年3月23日 本件対象文書の見分及び審議
- ⑤ 同年5月25日 審議

第6 委員会の判断の理由

- 1 本件対象文書を見分した結果によれば、本件対象文書は、匿名の者から送付された実在の70期司法修習生に関する投書であり、投書本文及び当該司法修習生のツイート内容を貼り合わせた部分から成るものであることが認められる。このような本件対象文書の体裁及び内容からすれば、当該70期司法修習生が特定されるほか、本件対象文書の記載内容が、匿名の投書者を識別することはできないものの、当該投書者が投書に至った動機や思考を反映するもので、これを公にすることにより個人の権利利益を害するおそれがあるという最高裁判所事務総長の上記説明は不合理とはいえない。また、本件対象文書は、匿名の投書であり、本来、公表を予定していないものである。そのほか、本件対象文書について、法5条1号ただし書イからハマまでに該当する事情は認められない。

したがって、本件対象文書に記録されている情報は同号に規定する不開示情報に相当すると認められる。

- 2 苦情申出人は、本件対象文書以外に本件開示申出文書に該当する文書がある

旨を主張する。しかし、当委員会庶務を通じて確認したところ、原判断に際して最高裁判所において探索した結果、本件対象文書以外に本件開示申出文書に該当する文書はなかったとのことであり、本件対象文書の性質等に照らせば、このような説明が不合理とはいえない。そのほか、最高裁判所において、本件対象文書以外に本件開示申出文書に該当する文書を保有していることをうかがわせる事情は認められない。

したがって、最高裁判所において本件対象文書以外に本件開示申出文書に該当する文書を保有していないと認められる。

- 3 以上のとおりであるから、原判断については、本件対象文書に記録されている情報は法5条1号に規定する不開示情報に相当すると認められ、最高裁判所において本件対象文書以外に本件開示申出文書に該当する文書を保有していないと認められるから、妥当であると判断した。

情報公開・個人情報保護審査委員会

委 員 長 高 橋 滋

委 員 久 保 潔

委 員 門 口 正 人